

ドイツ連邦特許法改正法，公布される

2013年10月29日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ特許商標庁（DPMA）は、大統領等による署名を経てドイツ連邦特許法（以下「特許法」という。）改正法が成立し、10月24日に公布された旨、同日にプレスリリースを行った。本改正法は、2012年5月に連邦政府がドイツ連邦議会（下院に相当。以下「議会」という。）に提出していたところ、本年6月27日に議会がこれを可決し、その後、7月5日にドイツ連邦参議院（上院に相当。以下「参議院」という。）がこれを可決。この結果、特許法が改正されることとなっていた。

今般の特許法改正における主要項目は、以下のとおりであり、特許法第31条(3)、第32条(1)、第69条(1)、第125a条(3)及び第147条に関する改正については本改正法の公布の翌日に、それ以外の条文に関する改正については本改正法の公布から6月目の初日に、それぞれ施行されることとされていた。したがって、以下の項目中、項目1及び5は、10月25日から既に施行されており（なお、項目1については、DPMA 担当者から聴取した情報によれば、施行後、できる限り早期に実施できるように同庁内で準備を進めているとのこと）、項目2~4及び6~8については、2014年4月1日から施行されることとなる。

1. 特許出願・付与後の特許のファイル（審査書類）のインターネットを通じた閲覧制度の導入
2. 英語・フランス語の出願書類について、翻訳文の提出期限を、現行の出願提出後3か月から同12か月に延長
3. ドイツ特許商標庁により作成される「サーチレポート」の内容の改善（出願された発明の新規性・進歩性についての特許取得見込みに関する説明を含む形で提供。調査請求適格を出願人のみに制限。なお、発明の単一性が欠如している出願については、サーチレポートの作成対象を単一性のある発明に限定。）
4. 特許付与手続における聴聞を、出願人の請求を受けた際には、必ず実施するよう義務化
5. ユーザーとドイツ特許商標庁との間の連絡において要求されている電子署名に関し、その要否や入手方法を、参議院の承認を得ることなく連邦司法省が決定できることとし、これによって、将来、電子署名の要求を廃止可能として、連邦司法省が実現しようとしている手続簡素化を推進
6. 特許出願に係る発明者指定要件の厳格化（発明者の指定がなされていない場合であっても特許付与を実施しつつ、その場合の発明者指定のための事後手続を例外的に認めて瑕疵の治癒の機会を与えていた制度及び運用を改め、発明者が指定されている出願のみに、特許が付与される制度とする）
7. 異議申立期限を、現行の特許付与の公告後3か月から9か月に延長。異議申立てにおけ

る手続に係る審議を原則公開化。

8. 現行制度において特許の保護対象から除外されている「植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法」について、当該方法「のみ」によって得られた「植物若しくは動物」それ自体も、特許の保護対象から除外するよう明確化

— DPMA のプレスリリース（ドイツ語）は、以下参照 —

[Patentrechtsnovelle verkündet: Optimierung der Verfahrensabläufe beim Deutschen Patent- und Markenamt und mehr Transparenz](#)

— 公布された特許法改正法（ドイツ語）は、以下参照 —

[Deutscher Bundestag Drucksache 17/14221 17. Wahlperiode 26. 06. 2013 Beschlussempfehlung*\) des Rechtsausschusses \(6. Ausschuss\) zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung – Drucksache 17/10308 – Entwurf eines Gesetzes zur Novellierung patentrechtlicher Vorschriften und anderer Gesetze des gewerblichen Rechtsschutzes \(PDF\)](#)

[Deutscher Bundestag Drucksache 17/10308 17. Wahlperiode 12. 07. 2012 Gesetzentwurf der Bundesregierung Entwurf eines Gesetzes zur Novellierung patentrechtlicher Vorschriften und anderer Gesetze des gewerblichen Rechtsschutzes \(PDF\)](#)

— 公布された特許法改正の概要（特許法各条文の日本語仮訳）は、以下参照 —

[2013 年法律改正に基づくドイツ特許法の改正内容（日本語仮訳）\(PDF\)](#)

— 2009年改正版¹ドイツ特許法の日本語仮訳は、以下参照 —

[ドイツ特許法 2009 年7 月31 日の知的所有権の実施の改善に関する法律により改正 \(PDF\)](#)

(以上)

¹ ドイツ特許法は、2009 年 7 月の改正後、2011 年 11 月にも、以下の条文を追加する法改正を経ている。

第 128 条 b 司法法第 17 条の規定は、連邦特許裁判所及び連邦最高裁判所における手続に準用する。